

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	特例販売業の取扱い品目の変更追加申請
概要	薬事法において、特に医薬品販売業許可が必要な場合に販売品目を指定して、大阪市長が許可を与えています。特例品目としては歯科用医薬品やガス性医薬品等があり、品目の変更や追加する場合には申請が必要です。
根拠法令等 及び条項	・薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第69号）附則第14条、第15条 ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正前の薬事法施行規則（以下、旧薬事法施行規則）第159条 （昭和36年2月1日厚生省令第1号）
審査基準	（審査基準） 旧薬事法施行規則第159条の規定及び「大阪市薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・貸与業等の許可審査基準」に適合していること。 （申請） 1 変更届に必要な書類 （1）特例販売業取扱品目変更追加申請書（薬事法施行規則様式第八十六 2部） （2）新たに取り扱おうとする品目表（2部） （3）許可証（原本） 紛失した場合には、紛失理由書
標準処理期間	14日間 ※ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	大阪市役所2階南東側 健康局健康推進部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	下記ホームページより、必要な申請書に記載の上、添付書類と合わせて提出してください。 手数料につきましては、課において納付書（現金での納入）を作成いたします。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	大阪市役所2階南東側 健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000197678.html
備考	